

物件概要

不動産の表示

所在（地番）	地目		地積（㎡）	
	登記	現況	登記	現況
玖波三丁目 50 番 13	宅地	宅地	7.41	7.41
玖波三丁目 50 番 14	宅地	宅地	105.96	105.96
玖波三丁目 50 番 15	宅地	宅地	126.18	126.18

登記記録に記載された事項

甲区	名義人	住所	大竹市小方一丁目 1 1 番 1 号
		氏名	大竹市
乙区	所有権に係る権利に関する事項		該当なし
	所有権以外の権利に関する事項		該当なし

都市計画法・建築基準法に基づく制限の概要

都市計画区域	市街化区域
用途地域	第一種住居地域（建ぺい率：60% 容積率：200%）
街路条件	南東側が国道2号線に接道 ※ただし、50番14及び15については、国道2号線との間に大竹市上下水道局が管理する土地（50番2）が存在します。 この土地を通行する場合は許可が必要となりますので、詳細については大竹市上下水道局へお問い合わせください。
防火地域の指定	なし
法22条区域の指定	あり
私道に係る制限	なし

都市計画法・建築基準法以外の法令に基づく制限の概要

宅地造成工事規制区域に該当しています

私道の負担に関する事項

なし

供給処理施設の状況

水道	下水道	電気	ガス
給水引込管有り (詳細は大竹市上下水道局にお問い合わせください)	50 番 13 付近に下水道管の埋設有り (詳細は大竹市上下水道局にお問い合わせください)	各電力会社にお問い合わせください	各ガス会社にお問い合わせください

造成宅地防災区域の該当

なし

土砂災害警戒区域等の該当

なし (ただし, 50 番 13 の地先には土砂災害警戒区域が存在します)

津波災害警戒区域等の該当

なし (ただし, 大型台風時には海からの越波のおそれがあります)

水害ハザードマップにおける当該土地の所在地

水害ハザードマップの有無	洪水	雨水出水 (内水)	高潮
	あり	なし	あり
水害ハザードマップにおける土地の所在地	大竹市ホームページの WEB 版ハザードマップを参照		

参考事項

- ①50 番 13 内には NTT 西日本所有の電話柱及び中国電力所有の電柱があります。
移設には別途経費の負担が必要となります。
- ②本件は, 不動産の表示に示す 3 筆の土地を一括して売却します。
- ③大竹市は, 広島県景観条例により大規模行為届出対象区域に指定されています。
- ④水害ハザードマップの「洪水」については, 小瀬川の洪水を想定したもののみとなります。